

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 6 年 11 月 18 日付け 6 農山村第 211 号で公文書開示請求者（以下「本件開示請求者」という。）に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、本件処分に係る対象文書の不開示としない情報とその理由を一定の方式で分類・整理した書類（以下「ヴォーン・インデックス」という。）を作成し、別表のとおり結論とする。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

本件開示請求者は、2024（令和 6）年 9 月 20 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、「特定事業において、特定期間の、農業振興地域整備計画関係の変更に係る全ての資料」について、公文書開示請求を行った。

2 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

実施機関は、本件開示請求に対し、「特定事業についての特定市町農業振興地域整備計画の変更に係る事前協議関係資料」（以下「対象文書」という。）を特定したところ、対象文書には第三者に関する情報が記録されているとして、令和 6 年 10 月 4 日付けで、条例第 15 条第 1 項に基づき、当該情報に係る第三者（以下「本件第三者」という。）に対し、対象文書の名称等を通知して、意見書提出の機会を与えた。

本件第三者は、同月 30 日付けで、実施機関に対し、今回の公開請求により情報の開示がなされた場合には、当該情報の受領者などにより当社に対して更なる特定行為が行われることは想像に難くなく、当社の正当な利益を害する蓋然性があることは明らかであるとして、対象とされている公文書の公開に全面的に反対する旨、開示決定等に係る意見書（以下「意見書」という。）を提出した。

3 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、開示請求に係る公文書が著しく大量である

として、条例第 13 条に基づき、開示決定等期間特例延長を行い、対象文書のうち別表の「公文書の名称」欄記載の①ないし⑦の文書（以下、これらの文書をそれぞれ「本件文書①」ないし「本件文書⑦」といい、これらを総じて「本件文書」という。）について、条例第 7 条第 1 号に該当するとして、令和 6 年 11 月 18 日付けで本件処分を行い、本件開示請求者に通知した。開示決定に反対する旨の意見書を提出した本件第三者に対しては、条例第 15 条第 3 項に基づき、本件文書に記載された内容は条例第 7 条第 1 号に該当する箇所を除き、不開示情報に該当しないためとして、開示決定した旨を同日付けで通知した。

なお、実施機関は、対象文書のうち残りの公文書について、令和 6 年 12 月 18 日付けで公文書部分開示決定を行っている。

4 本件第三者による審査請求及び執行停止申立て

本件第三者である審査請求人（以下「審査請求人」という。）は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和 6 年 11 月 29 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行うとともに、同日付けで本件処分の執行の停止を申し立てた。

実施機関は、同日付けで、同法第 25 条第 2 項の規定により、当該審査請求に対する裁決を行うまで本件処分の執行を停止することを決定し、審査請求人及び本件開示請求者に通知した。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取り消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が意見書、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 意見書における主張

ア 反対する理由

貴県知事より当社に対して発出された令和○年○月○日付け意見照会書に対する意見として当社が提出した令和○年○月○日付け開示決定等に係る意見書、貴県知事より当社に対して発出された令和○年○月○日付け開示決定に係る通知書に対して当社が提出した令和○年○月○日付け不服審査請求書、及び貴県知事による令和○年○月○日付け弁明書に対して当社が提出した令和○年○月○日付け反論書において概要記載したとおり、(a)過去に行わ

れた当社事業に関する行政機関からの情報提供（条例に基づく情報開示を含む）に基づき、特定行為などの不法行為が行われ具体的な特定事項が発生している状況であること、及び(b)当社の行う事業に対して特定活動をする者に対し当該情報を提供することは、特定行為などの犯罪を助長させる可能性が非常に高いと考えられることを理由として、今回の開示請求についても、対象とされている公文書の公開に全面的に反対する。

イ 特定活動の蓋然性があること

上記(b)に関して補足すると、（中略）インターネットに投稿されたものによれば、当社の事業に対する特定活動の主体の一人と考えられている特定個人は、情報公開請求の目的について簡単な許可は出せなくなる旨の発言をしていることが確認できる。このように、特定個人を中心とする特定活動の主体は、情報公開請求自体又は情報公開請求を通じて得た情報を利用するなどして、当社が許認可を取得することを妨害する意図を有することが確認できるのであって、彼らによる公開請求は、言うなれば、情報公開請求権の濫用である。

また、（中略）、特定官公署に提出済みの「当社事業に係るご相談」を添付資料として提出する。

これらを踏まえれば、今回公開請求により情報の開示がなされた場合には、当該情報の受領者などにより当社に対して更なる特定行為が行われることは想像に難くなく、当社の正当な利益を害する蓋然性があることは明らかである。

(2) 審査請求書における主張

情報開示請求文書の一部である本件文書①、②、⑥及び⑦は規定の申請図書ではなく、提出義務のないものである。さらに、これらの文書は当事者以外にはその存在を認識し得ないものであり、それにもかかわらず、開示請求者がこれらの文書を認識していることについては、不正な手段で情報を入手したと考えざるを得ない。当該文書には当社の営業上の機密やノウハウが含まれており、これらの情報が何者かの情報漏洩等により開示請求者に示された可能性がある。

当社はその様な不正な手段で入手した情報を基に行われた開示請求について、法令上の適正手続きや当社の正当な利益を害する行為であると考え、認めることはできない。

については、長崎県において開示請求者がどの様に当該文書の存在を知ったのか、十分な調査を行ったうえで適正な対応および回答を願い申し上げる。

(3) 反論書における主張

ア 「本件処分について」についての反論

実施機関は、「本県の公文書開示制度において、不開示情報に該当するもの以外は開示することが原則である。そのため、情報公開請求者が本件文書を知り得た経緯の如何にかかわらず、不開示情報に該当するかで開示等の判断を行うべきである。」とするが、条例に上記のような県の裁量基準を具体的に明示した規定はないものと思われる。そのため長崎県が「情報公開請求者が本件文書を知り得た経緯の如何にかかわらず」と判断した根拠につき、回答を求める。

実施機関は、「文書自体に違法性があるわけではなく、具体的な不法行為が想定されるような文書ではないため、不開示事由に該当しない。また、仮に開示後、本件文書の不適正使用がなされた場合は条例第4条に規定されている適正利用の義務違反にあたり、現行法秩序の下での対応措置がとられるものと思料する。」とするが、審査請求人は文書自体の違法性について言及した事実はなく、また違法性のある文書を長崎県が公文書として保有している事実があるのか、回答を求める。また具体的な不法行為が想定されるような文書との記述について、長崎県が想定する不法行為を行っている者とは誰を指しているのか、回答を求める。

なお本件文書が第三者に不適法に使用される可能性は、本件審査請求において既に審査請求人から具体的根拠をもって示した通りであるが、それにも関わらず長崎県が当該情報を開示したことにより第三者が本件文書の不適法な使用を行った場合は、長崎県はそのような不法使用を当該情報開示によって幫助したものとみなされる可能性があることを申し添える。

イ 「審査請求の理由に対する意見」についての反論

実施機関は、「審査請求の理由では、本件文書①、②、⑥及び⑦は申請上必要書類ではなく、提出義務のないものと述べている。提出の定めはなくとも、当時、実施機関において添付資料として受け付けし、書類審査の中で参考とした資料であるため、公文書に該当するものと考える。」とするが、提出の定めのないこれらの文書につき、長崎県農林部農振振興課（原文ママ）が誰からどの様に入手したのか、回答を求める。またこれらの文書が開示請求者の求める「特定事業についての特定市町農業振興地域整備計画の変更に係る事前協議関係資料」に該当するものであるのか疑問があるため、同課がこれらの文書の提出の要求をした理由は何であるのか、また何に利用したものであるのか、回答を求める。

実施機関は、「また、審査請求人は、これらの文書の存在は当事者以外知り得ないものであるため、開示請求者が不正な手段で入手したと考えざるを得ないと述べている。本件文書①、②、⑥及び⑦の文書名は公文書部分開示決定通知書において公文書の名称を示す必要性があることから、開示請求者

に通知書内で示したものである。そのため、開示請求者が不正な手段で入手したものではない。加えて、これらの公文書の名称は開示請求者に示したとしても、関係者の不利益になるものではないと認識している。」とするが、上記における公文書部分開示決定通知書とは、いつのどの文書を示しているか、回答を求める。また上記文書の開示を情報開示人が請求していないにも関わらず、その存在について長崎県が開示を行った事実について、条例のどの規定に基づき、如何なる判断を行ったのか、回答を求める。

実施機関は、「最後に、審査請求人は、不正な手段で入手した情報をもとに行われた開示請求について、法令上の適正手続きや審査請求人の正当な利益を害する行為であるため開示に反対すると述べている。「本件処分について」に記載のとおり、実施機関は情報公開請求者が本件文書を知り得た経緯の如何にかかわらず、不開示情報に該当するかで開示等の判断を行うべきである。そして、本件文書の開示によって、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められるとはいえず、法的保護に値しない。したがって、本件文書は一部条例第7条第1号に該当するが、その他の不開示情報に該当しないため、部分開示決定は妥当である。」とするが、上記のうち「本件文書の開示によって、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められるとはいえず、法的保護に値しない。」と長崎県が判断した根拠について、より具体的な説明を求める。審査請求人(事業者)は、過去の第三者による情報公開請求により開示された情報が不適法使用され、業務の特定行為につながっている恐れがあるため既に特定官公署に相談(中略)している。その事実を通知しているにも関わらず、長崎県がその様な判断を一方的に行うことは誠に遺憾と言わざるを得ない。

以上の通り、弁明書に記載された長崎県の主張には多くの疑問があり、まずはその疑問についての回答を求めるものである。またこれらの疑問の全てについてより詳細かつ合理的なご説明がなされない限り、審査請求人は開示決定通知書に記載の全ての対象文書について全面不開示を求めるものである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

Ⅰ 本件処分について

本件開示請求文書は特定事業に係る農用地区域からの除外手続きに係るものであり、審査請求人(事業者)に関する情報が含まれる。そのため、条例第15条第1項に基づき、審査請求人に対して意見照会を行い、以下の3点を理由に開示に反

対する旨の意見書を受理した。

- ・ 本件文書の存在を知り得た経緯が不明であり、情報漏洩の可能性がある。
- ・ 過去に行われた行政機関からの情報提供に基づき、不法行為が行われ具体的な特定事項が発生している。
- ・ 本件文書を開示することによって不法行為を助長させる可能性がある。

顧問弁護士相談を踏まえて、以下のとおり不開示事由に当たらないと判断した。ただし、本件文書の一部が条例第7条第1号(個人情報)に該当するため、部分開示決定を行った。

- ・ 本県の公文書開示制度において、不開示情報に該当するもの以外は開示することが原則である。そのため、情報公開請求者が本件文書を知り得た経緯の如何にかかわらず、不開示情報に該当するかで開示等の判断を行うべきである。
- ・ 文書自体に違法性があるわけではなく、具体的な不法行為が想定されるような文書ではないため、不開示事由に該当しない。また、仮に開示後、本件文書の不適正使用がなされた場合は条例第4条に規定されている適正利用の義務違反にあたり、現行法秩序の下での対応措置がとられるものと思料する。

2 審査請求の趣旨及び理由に対する意見

- (1) 審査請求の理由では、本件文書①、②、⑥及び⑦は申請上必要書類ではなく、提出義務のないものと述べている。

提出の定めはなくとも、当時、実施機関において添付資料として受け付けし、書類審査の中で参考とした資料であるため、公文書に該当するものとする。

- (2) また、審査請求人は、これらの文書の存在は当事者以外知り得ないものであるため、開示請求者が不正な手段で入手したと考えざるを得ないと述べている。

(1)に記載の文書名は公文書部分開示決定通知書において公文書の名称を示す必要があることから、開示請求者に通知書内で示したものである。そのため、開示請求者が不正な手段で入手したものではない。加えて、これらの公文書の名称は開示請求者に示したとしても、関係者の不利益になるものではないと認識している。

- (3) 最後に、審査請求人は、不正な手段で入手した情報をもとに行われた開示請求について、法令上の適正手続きや審査請求人の正当な利益を害する行為であるため開示に反対すると述べている。

前記1に記載のとおり、実施機関は情報公開請求者が本件文書を知り得た経緯の如何にかかわらず、不開示情報に該当するかで開示等の判断を行うべきである。そして、本件文書の開示によって、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められるとはいえず、法的保護に値し

ない。

したがって、本件文書は一部条例第7条第1号に該当するが、その他の不開示情報に該当しないため、部分開示決定は妥当である。

以上のことから、本件文書は一部条例第7条第1号に該当するが、その他の不開示情報に該当しないため、部分開示決定は妥当である。

3 結論

前記1及び2から、部分開示決定とした本件処分は妥当であると判断する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

(1) 条例第7条第1号について

本号は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。ただし、同号ただし書は、

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、開示するものと規定している。

また、本号の解釈及び運用に当たっては、条例第3条の「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。」とする規定の趣旨を踏まえ、特に慎重に取扱うものとするとしている。

(2) 条例第7条第3号について

本号は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものを不開示とすることを定めている。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、上記に掲げるものであっても、開示するものと規定している。

3 本件処分の妥当性について

審査請求人は、前記第3のとおり、開示することにより審査請求人に対して更なる特定行為が行われることは想像に難くなく、審査請求人の正当な利益を害する蓋然性があることは明らかであるとして、本件文書の不開示を求めている。

これに対して実施機関は、前記第4のとおり、本件文書は一部条例第7条第1号に該当するが、その他の不開示情報には該当しないため、部分開示決定は妥当であると主張している。

そこで、当審査会は、本件文書において、審査請求人及び実施機関の主張を踏まえ、実施機関が不開示情報に該当しないと判断した事業者情報の条例第7条第3号の該当性について検討した。

(1) 本件文書について

本件文書は、特定事業についての特定市町農業振興地域整備計画の変更に係る事前協議関係資料であり、特定年月日付けで特定市町から県へ提出された文書である。なお、実施機関によると、当該計画の変更及び農地転用の許可はすでに完了しているとのことであった。

(2) ヴォーン・インデックスによる調査審議

当審査会では、対象文書が相当な量となるため、本件処分の適否を迅速かつ適正に判断するうえで、ヴォーン・インデックスを利用することが有効かつ適切であると考え、条例第23条第3項に基づき、諮問実施機関に対しヴォーン・

インデックスの作成及び提出を求めた。

ヴォーン・インデックスは、本件処分の対象文書として決定通知書に記載された7つの文書ごとに、それぞれ公文書の名称及び内容、図面等の有無、枚数、不開示箇所の有無、不開示部分の内容を記載したうえで、開示しないことを求める審査請求であることを踏まえ、開示部分における事業者情報が条例第7条第3号の不開示情報に該当しない理由を整理した一覧表の形式とした。

提出されたヴォーン・インデックスを基に実施機関から不開示としなかった理由の説明を受け、併せて本件文書の見分を行い、本件処分の妥当性について検討を行った。条例第7条第1号に該当する不開示情報のほかに、実施機関が開示と判断した事業者情報のうち、同条第3号の不開示情報に該当するものが認められた。その検討結果を別表のヴォーン・インデックスに反映させた上で、審査会の判断とする。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和7年2月18日	・実施機関から諮問書を受理
令和7年6月20日	・審査会（審査）
令和7年7月18日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和7年8月21日	・審査会（審査）
令和7年8月27日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏 名	役 職	備 考
佐 藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩 飽 昂 志	弁護士	会長職務代理者
久 部 香 名 子	司法書士	
松 尾 和 子	行政経験者	
横 山 均	長崎県立大学地域創造学部長	会長